

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正する規則
(交通指導課)

二

○車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則及び指定車両移動保管機関の指定に関する規則を廃止する規則
()

二

告示

○大型電子計算機によるシステム維持管理業務委託に係る随意契約の相手方に関する公示
(システム調整課)

三

○職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に係る随意契約の相手方に関する公示
()

三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南部振興)

三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示
(川越比企振興東松山事務所)

四

○高分解能ガスクロマトグラフ／高分解能二重収束型質量分析装置の入札に関する公示
(入札執行課)

四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定
(社会福祉課)

六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出
()

八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出
()

八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出
(社会福祉課)

八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定
()

九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出
()

一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出
()

一一

○介護保険法に基づく指定の取消し
(介護保険課)

一四

○さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A2街区専有部維持管理業務の随意契約に関する公示
()

一五

○さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A2街区専有部維持管理業務の随意契約に関する公示
()

一五

○さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A2街区共用部維持管理業務の随意契約に関する公示
()

一五

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務の随意契約に関する公示
()

一六

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運営業務の随意契約に関する公示
()

一六

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託
()

一六

○神川町土地改良区の役員退任届
(本庄農林)

一六

○都市計画事業の事業認可
(道路街路課)

一七

○土砂災害警戒区域等の指定
(河川砂防課)

一七

○指定確認検査機関の事務所所在地変更
(建築指導課)

二一

○県立伊奈学園中学校外百八十校教職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に係る随意契約の相手方に関する公示
(高校教育指導課)

二二

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課)

二二

○開発行為に関する工事の完了公

二二

告 (東松山県土) 二二

○開発行為に関する工事の完了公
告 () 二二

○ " " () 二二

○ " " () 二三

○県道薄小森線の区域の変更
(秩父県土) 二三

○開発行為に関する工事の完了公
告 (行田県土) 二三

○ " " (杉戸県土) 二四

○小児医療センター医療情報シ
テム運用管理業務の随意契約に
関する公示 (小児医療センター) 二四

○平成二十年度における教科書展
示会の開催(義務教育指導課) 二四

○自動車及び原動機付自転車の運
転免許に係る申請書、変更届及
び申込書の提出日時及び場所に
関する公安委員会告示 (運転免許試験課) 二五

○政治資金規正法に基づく政治団
体の設立 (選管委) 二六

○政治資金規正法に基づく政治団
体の設立 (選管委) 二六

体の届出事項の異動 (選管委) 二六

○政治資金規正法に基づく政治団
体の解散届出及び収支報告書の
要旨 () 二八

○政治資金規正法に基づく資金管
理団体の指定 () 二六

○政治資金規正法に基づく資金管
理団体の届出事項の異動 () 二六

○政治資金規正法に基づく資金管
理団体の指定の取消し () 二七

○公職選挙法の規定による不在者
投票を行うことができる施設の
指定 () 二七

○地方公営企業等の労働関係に関
する法律第五条第二項の規定に
基づく認定の告示 (労働委) 二七

○埼玉県公営企業管理規程第七号
中訂正 (公営企業・総務課) 二八

○埼玉県公営企業管理規程第七号
中訂正 (公営企業・総務課) 二八

規則

違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十三号

違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改
正する規則

違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の額を定める規則(昭和四十八年
埼玉県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「同条第十五項後段」を「同条第十六項後段」に改める。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を
定める規則及び指定車両移動保管機関の指定に関する規則を廃止する規則をここに
公布する。

平成20年5月30日

埼玉県公安委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第8号

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の
額を定める規則及び指定車両移動保管機関の指定に関する規則を廃止する規
則

(車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を
定める規則の廃止)

第1条 車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金
の額を定める規則(昭和62年埼玉県公安委員会規則第2号)は、廃止する。

(指定車両移動保管機関の指定に関する規則の廃止)

第2条 指定車両移動保管機関の指定に関する規則(昭和62年埼玉県公安委員会規
則第3号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

大型電子計算機によるシステム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部システム調整課システム運営・再開発担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌアイデー 千葉県香取市玉造3丁目1番5号

5 契約金額

59,673,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部システム調整課ネットワーク担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NEC リース株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号

5 契約金額

52,144,575円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部システム調整課ネットワーク担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NTT ファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号

5 契約金額

49,351,680円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により閲覧に供する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

1 申請のあった年月日

平成二十年五月十二日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京湾と荒川・利根川・多摩川を結ぶ水フォーラム

3 代表者の氏名

大石昌男

4 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市南町三番二〇号

5 定款に記載された目的

この法人は、東京湾を要にして首都圏と各流域における水循環と水資源について研究し、流域の河川環境、森林保全にかかわる都市住民の役割と責任についての実践活動を展開し、もって国土保全の市民活動を推進することを目的とする。

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション <http://www.saitamakenpo.net/>)にのり縦覧に供する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあい福祉会

三 代表者の氏名

荒木 正雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字日影一

一四六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等に関し必要な援助を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県

埼玉県告示第七百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
高分解能ガスクロマトグラフ/高分解能二重収束型質量分析装置 1セット
- (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成20年12月26日(金)

(4) 納入場所

埼玉県環境科学国際センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 篠原 健一 電話048-830-5778(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

取 扱 要 領

- (3) 入札・開札の場所及び日時
 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁舎地下会議室 平成20年7月11日(金) 午前10時
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成20年7月10日(木) 午後5時
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成20年6月24日(火)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 入札者は、上記3「契約条項を示す場所」に従い、入札書を提出しなければならない。
 - (4) 入札の無効
 次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法
 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
 無
 - (8) 競争入札参加資格の付与
 上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
 - (9) 支払条件
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
 - (10) 特記事項
 本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。
 - (11) その他詳細は、入札説明書による。
 - (12) この入札の執行は、一般公開する。
 なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。
- 5 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
 1 High resolution gas chromatograph coupled to a double-focusing high resolution mass spectrometer
 - (2) Deadline for submission :
 By mail : 5 : 00 p.m., July 10, 2008
 In person : 10 : 00 a.m., July 11, 2008
 - (3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, Department of General Affairs, Saitama
 Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken

330-9301
 Tel. 048-830-5778

埼玉県告示第七百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
 平成二十年五月三十日
 埼玉県知事 上田清司

名称	開設者名	所在地	指定年月日
坂本内科医院	坂本孝一	熊谷市新堀新田五一八―五	平成二十年 四月 一日
水室医	渡邊裕太	川口市榛松二一六―八	平成二十年 四月 十八日
木澤クリニックス	小島毅之	所沢市松葉町二四―三	平成二十年 四月 四日
医療法人桂水会岡病院	井上佳也	本庄市北堀八一〇	平成二十年 四月 一日
メディモ・羽生内科	有馬洋仁	羽生市川崎二二八―三イオンモール羽生二F	平成二十年 五月 一日
井上こどもクリニックス	有馬洋仁	深谷市上野台二四五六―七	平成二十年 五月 一日
あねとすホームケア診療所	有馬洋仁	深谷市人見一九七五	平成二十年 五月 一日
有馬整形外科	有馬洋仁	上尾市春日二二四―一	平成二十年 四月 一日
医療法人共愛会新越谷アイクリニックス	有馬洋仁	越谷市南越谷一―一―四 東武新谷駅ビル プラザ館二F	平成二十年 四月 一日
戸田中央腎クリニックス	有馬洋仁	戸田市本町四一三―二〇	平成二十年 四月 十一日
医療法人財団啓明会	有馬洋仁	戸田市氷川町二一六―二二	平成二十年 四月 七日
医療法人財団啓明会	有馬洋仁	鳩ヶ谷市坂下町二一六―一六グリーンハイツ六一〇―二	平成二十年 四月 十五日
澁谷	有馬洋仁	朝霞市溝沼一〇五八	平成二十年 五月 一日
まつおか眼科クリニックス	有馬洋仁	朝霞市仲町一―二―三二あさかクリニックスモール三F	平成二十年 四月 七日
すぎたこどもクリニックス	有馬洋仁	朝霞市溝沼七六〇	平成二十年 五月 一日
くろだ内科クリニックス	有馬洋仁	北本市本町四二〇―一	平成二十年 四月 二日
いなぎ内科クリニックス	有馬洋仁	八潮市大瀬七八八―一	平成二十年 四月 十六日
八潮駅つばめクリニックス	有馬洋仁	富士見市東みずほ台三一―二四―六	平成二十年 四月 二十八日
はまだ内科クリニックス	有馬洋仁	ふじみ野市大井二一〇―一	平成二十年 四月 二十四日

二 指定施術者

氏名	住所	施設			指定年月日
		名称	所在地	所在地	
柿沼剛		あおば整骨院	行田市長野一〇六二一四	平成二十年 二月二十二日	
鄭廣守		ふくろく鍼灸整骨院	さいたま市南区白幡四一四一三一一〇一	平成二十年 四月 一日	
大庭進		優樹鍼灸接骨院	狭山市祇園一八一二七	平成二十年 四月 九日	
浜島貫		浜島治療院	所沢市美原町三二二九六〇一五	平成二十年 四月 一日	
小澤佐友里		株式会社東京在宅サービス	東京都新宿区新宿一五十四YKBマイクガーデン二〇一	平成二十年 四月 八日	

佐藤耳鼻咽喉科	佐藤 彰 芳	ふじみ野市大原一〇一四	平成二十年 四月 一日
したら眼科クリニック	医療法人 順正会	児玉郡上里町金久保七六七	平成二十年 四月 一日
吉井 眼科 医院	吉井 正 俊	川口市幸町二一七二二五	平成二十年 四月 一日
きよなが 歯科 医院	清永 大 樹	川口市青木一〇一三グリーンプラザ川口二〇二	平成二十年 四月二十八日
平沼 歯科 医院	平沼 清 史	秩父市上町一六二二	平成二十年 四月 一日
愛歯科クリニック	金子 和 也	本庄市見福二二二一	平成二十年 三月 十七日
羽生リボン歯科・矯正歯科	藤崎 正 明	羽生市川崎二二八一三イオンモール羽生二Fメデイモ羽生内	平成二十年 五月 一日
ふじさき 歯科	飯澤 弥 健	八潮市八潮三三三六	平成二十年 四月 八日
苗間 歯科 医院	岩田 良 雄	ふじみ野市苗間四四七四	平成二十年 四月 一日
岩田 歯科 医院	有限会社 平成薬局	大里郡寄居町寄居八九六	平成二十年 四月 九日
フルキ 薬局	株式会社 富士バイオメディックス	川口市朝日三一五二〇	平成二十年 四月 一日
ハートフル薬局狭山ヶ丘店	株式会社 富士バイオメディックス	所沢市東狭山ヶ丘五二七三九一六	平成二十年 四月 一日
ハートフル薬局戸田店	有限会社 はなぞの薬局	戸田市氷川町二一六二	平成二十年 四月 十日
朝霞 はなぞの薬局	株式会社 田辺調剤薬局	朝霞市溝沼七六〇	平成二十年 五月 一日
幸町 薬局	株式会社 さくら薬局	志木市幸町三三四一〇志木中森ビル二〇	平成二十年 五月 七日
さくら 薬局	株式会社 三 耀	鶴ヶ島市脚折一八六四一八	平成二十年 四月 十八日
城西大学薬局毛呂本郷店	株式会社 クローバ薬品	入間郡毛呂山町毛呂本郷九七二	平成二十年 四月 一日
城西大学薬局	株式会社 クローバ薬品	入間郡毛呂山町下川原九〇九一四	平成二十年 四月 一日
両毛医薬品株式会社むさし上里薬局	株式会社 東京在宅サービス	児玉郡上里町金久保五三二二七	平成二十年 四月 十日
杉戸中央薬局		北葛飾郡杉戸町杉戸二一六一一五	平成二十年 四月 一日
高野台薬局		北葛飾郡杉戸町下高野一九四二二	平成二十年 四月 一日

磯野 佳延

磯野指圧治療院

北本市朝日二―三三八ワコレRG北本D―一三〇四

平成二十年 五月 二日

埼玉県告示第七百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年五月三十日

一 指定医療機関

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後
株式会社タジマ薬局	名称	有限会社タジマ薬局	株式会社タジマ薬局

二 指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後
石川 泉	施術所所在地	朝霞市西弁財一―一―一八―一〇三	朝霞市西弁財一―一―一―二一―一〇五
小池 克昌	施術所名称所在地	湧泉堂指圧院 入間市向陽台二―一―一七 駅前プラザ二―一―一〇三	株式会社ゆうせん堂 入間市豊岡一―四―一七 クレアメゾン八〇二

埼玉県告示第七百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規

定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	休止年月日
医療法人社団やすらぎ会 所沢東NEOクリニック	所沢市牛沼七七三―二	平成二十年 一月三十一日

埼玉県告示第七百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
木澤クリニック 医療法人社団青葉会 青葉クリニック セントラルメディカル 株式会社杉戸中央薬局	所沢市松葉町二四―三 新座市石神一―五―七 北葛飾郡杉戸町杉戸二―一六―一五 川口市並木二―五―二〇	平成二十年 四月 三日 平成二十年 四月 三十日 平成二十年 三月三十一日 平成二十年 三月三十一日

新越谷アイクリニック	越谷市南越谷一―一―四東武新越谷駅ビル プラザ館1F	平成二十年三月三十一日
いなぎেন্ট	北本市本町四―二―二	平成二十年四月一日
ウエルシク	北本市二ツ家三―三―八	平成二十年三月三十一日
北本二ツ家薬局	志木市幸町三―四―一〇 志木中森ビル一〇七	平成二十年五月六日
幸町薬局	入間郡毛呂山町毛呂本郷九七二	平成二十年三月三十一日
西入間薬局毛呂本郷	児玉郡上里町金久保七六七	平成二十年三月三十一日
したら眼科	秩父市上町一―六―二	平成二十年三月三十一日
クリニック	熊谷市新堀新田五一八―五	平成二十年四月一日
平沼歯科医院	鳩ヶ谷市坂下町二―二―一六	平成二十年四月十五日
坂本内科医院	朝霞市本町一―七―三	平成三年九月三十日
渋谷医院	坂戸市千代田三―二〇―一三	平成二十年三月三十一日
朝霞地区医師会 夜間診療所	川口市幸町二―一七―二五	平成十七年三月十三日
小峯内科医院		
吉井歯科医院		

埼玉県告示第七百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

名	称	所	在	地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
三郷市地域包括支援センター悠久苑	三郷市新和二―三―七五	社会福祉法人養生会	介護予防支援	平成二十年四月一日			
三郷市地域包括支援センターいの木の郷	三郷市番匠免一―三―一四	社会福祉法人緑風会	介護予防支援	平成二十年四月一日			
戸田市東部地域包括支援センター	戸田市喜沢南二―五―二三	社会福祉法人ぱる	介護予防支援	平成二十年四月一日			
飯能市地域包括支援センターいなり町	飯能市稲荷町一〇―一―一四	社会福祉法人栗園	介護予防支援	平成二十年四月一日			

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
山元 夕香		すみれ整骨院	川口市並木元町四一〇	平成十九年十二月三十一日
吉川耳鼻咽喉科 医院	川口市西川口二―六―一 小野田ビル3F			平成二十年三月三十一日
高野台薬局	北葛飾郡杉戸町下高野宮之下前一一九四―二			平成二十年三月三十一日
小林薬局	北埼玉郡北川辺町柳生二七八二			平成二十年三月三十一日
フルキ薬局	川口市朝日三―一五―二〇			平成二十年三月三十一日
西入間薬局	入間郡毛呂山町下川原九〇九―四			平成二十年三月三十一日
有限会社社光和薬局 越谷店	越谷市越ヶ谷一―一―二			平成十九年三月三十一日
エース薬局 二ツ家店	北本市二ツ家四―三七―一			平成二十年四月十五日

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

飯能地域包括支援センターあずま町 氷川町啓明クリニック	飯能市東町三〇〇 戸田市氷川町二一六―二二	特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぼほ 医療法人財団啓明会	介護予防支援 訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成二十年 四月 一日 平成二十年 四月 七日
坂本内科医院 あねとすホームケア診療所	熊谷市新堀新田五一八―五 深谷市人見一九七五	坂本孝一 医療法人好文会	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成二十年 四月 一日 平成二十年 五月 一日 平成二十年 四月 二十一日 平成二十年 五月 一日 平成二十年 五月 一日
介護老人保健施設グリーンビレッジ蔵	蔵市北町五一―三―六	医療法人社団東光会	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年 四月 二十一日 平成二十年 五月 一日 平成二十年 五月 一日
東電さわやかケア芝・居宅介護支援 居宅介護支援事業所さくらケア さくらケア	川口市芝二―三―五ルミエール三番館二階 川口市西川口四―七―一七 川口市宮町六一―一八	東電パートナーズ株式会社 合同会社さくらケア 合同会社さくらケア	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年 四月 二十一日 平成二十年 五月 一日 平成二十年 五月 一日
グループホームやすらぎ さわらびケア	北葛飾郡杉戸町清地六一―二―七 北葛飾郡鷺宮町桜田四―一―三三三〇七	グループホームやすらぎ有限公司 合同会社あきつ福祉事業	介護予防訪問介護 訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年 五月 二日 平成二十年 五月 七日 平成二十年 五月 七日
ふたばケアセンター でいほーむ・ハクビかわらぶき	蔵市中央一―〇―一シャロームわらび三階 上尾市瓦葺四九〇―一	医療法人ふたばの会 アイネット株式会社	居宅介護支援 通所介護 介護予防通所介護 介護予防訪問介護 介護予防通所介護	平成二十年 四月 一日 平成十九年十二月 一日 平成二十年 四月 一日 平成二十年 四月 一日 平成二十年 四月 一日
こうのすケアセンターそよ風	鴻巣市天神四―三二―一	株式会社メデカジャパン	介護予防短期入所生活介護	平成二十年 四月 一日

戸田ケアコミュニティそよ風	戸田市氷川町二―一六―二三	株式会社メデカジャパン	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 通所介護 短期入所生活介護 介護予防通所介護	平成二十年 四月 十一日
こぶしの里短期入所生活介護	富士見市上南畑二八三六	社会福祉法人相愛福祉会	介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護	平成二十年 四月 十六日
こぶしの里デイサービスセンター	富士見市上南畑二八三六	社会福祉法人相愛福祉会	通所介護 介護予防通所介護	平成二十年 四月 十六日
熊谷介護センター	熊谷市津田新田二〇二四―二四	有限会社熊谷介護	通所介護 介護予防通所介護	平成二十年 五月 一日
ひろせの森	熊谷市籠原南一―四六籠原駅前ビル三〇二	株式会社ひろせの森	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年 四月二十八日
有限会社ヘルパーステーション	熊谷市野原一三五―一六	有限会社ヘルパーステーション	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成二十年 四月二十四日
短期入所生活介護熊谷ホーム	熊谷市新堀一―一四〇	社会福祉法人松仁会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十年 四月 一日
居宅介護支援事業所わかばみどりの郷あすかショートステイ	比企郡小川町小川四三二―二 東松山市大谷一五三八―一	株式会社わかば 有限会社みどりの郷あすか	居宅介護支援 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十年 五月 一日 平成二十年 四月 一日
株式会社高橋医科器械店熊谷営業所	行田市持田三―二―八	株式会社高橋医科器械店	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成二十年 三月二十八日
医療法人葦の会「元気いっぱい」	行田市下忍一〇八九―一	医療法人葦の会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成二十年 三月 一日
ショートステイひびき	深谷市長在家三九七六	社会福祉法人両宜会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十年 四月 九日
居宅介護支援事業所ひびき	深谷市長在家三九七六	社会福祉法人両宜会	居宅介護支援	平成二十年 四月 九日

在宅支援センターあねとす訪問介護	深谷市柏合七〇―五	医療法人好文会	訪問介護	平成二十年五月一日
在宅支援センターあねとす居宅介護支援 ショートステイ花ノ木の郷	深谷市柏合七〇―五 桶川市加納一八二四―一	医療法人好文会 社会福祉法人緑風会	介護予防訪問介護 居宅介護支援 短期入所生活介護	平成二十年五月一日 平成二十年四月十五日
デイサービスセンター花ノ木の郷	桶川市加納一八二四―一	社会福祉法人緑風会	介護予防短期入所生活介護 通所介護	平成二十年四月一日
居宅介護支援センター花ノ木の郷	桶川市加納一八二四―一	社会福祉法人緑風会	介護予防通所介護 居宅介護支援	平成二十年四月十五日
あずみ苑 北本	北本市本町八一―五六―一	株式会社レオパレス21	通所介護 短期入所生活介護 介護予防通所介護	平成二十年四月一日
デイサービスあゆみ	蓮田市東六―二―九	アクティヴ株式会社	介護予防短期入所生活介護 通所介護	平成二十年四月十一日
ライフサポート若桜	蓮田市見沼町二―七	株式会社ライフサポート若桜	介護予防通所介護 居宅介護支援	平成二十年四月一日
居宅介護支援介護サポートアイリス	坂戸市八幡一〇七―一〇七号シテイパレス八幡二	株式会社ケアマネージメントセンター	居宅介護支援	平成二十年四月一日
ふたばほっとホーム	蕨市中央一―一〇―一	医療法人ふたばの会	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成二十年四月一日
グループホーム平野ひので	蓮田市上平野一九四四―五	株式会社サン・トラベル	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年四月九日

埼玉県告示第七百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受

けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
居宅介護支援事業所吉川中央 モア介護 ウエルファー 所沢店	名称 名称 所在地	吉川老人介護支援センター吉川中央 有限会社越谷看護婦家政婦紹介所 所沢市星の宮二一〇一三	居宅介護支援事業所吉川中央 モア介護 所沢市星の宮二一〇一三七	居宅介護支援 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護
熊谷介護センター	所在地	熊谷市見晴町四二〇一	熊谷市津田新田二〇二四一四	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護
熊谷介護センター 熊谷介護センター	名称 名称	有限会社熊谷介護センター	熊谷介護センター	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護
日高市地域包括支援センター 介護のオアシスふじ	所在地 所在地	日高市楡木二〇一 川口市東本郷二一〇八一三ウエルハウス東本郷二〇一	日高市南平沢一〇二〇 川口市江戸三一六一	訪問介護 介護予防支援 訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防通所介護

埼玉県告示第七百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
北川辺訪問看護ステーション	北埼玉郡北川辺町麦倉一九二―一	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十年 四月 三十日

埼玉県告示第七百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社福祉の街 庄和営業所	春日部市西金野井三二四―九六	訪問介護 居宅介護支援	平成二十年 四月 三十日
高齢者福祉施設 やしお苑	八潮市南川崎二一〇―一	介護予防訪問介護 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成二十年 三月三十一日
鶴寿荘ヘルパーステーション	久喜市北青柳一三六四	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年 四月 一日
ふたばケアセンター・ふたばぼっとホーム	蕨市中央四―一―二四	通所介護 居宅介護支援	平成二十年 三月三十一日
ヘルパーステーション 太陽	新座市北野二―七―一八	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年 三月三十一日
グループホーム めぐみ 狭山	狭山市上奥富八二六―一・八三二―一	認知症対応型共同生活介護 訪問介護	平成二十年 三月三十一日
青 い 鳥	本庄市小島一―七―六	居宅介護支援	平成二十年 三月三十一日
青 い 鳥	本庄市小島一―七―六	居宅介護支援	平成二十年 三月三十一日

サポートセンターほっと	北本市高尾六一一三七	訪問介護	平成二十年 四月 三十日
訪問看護ステーション四季	所沢市くすのき台一一八―四	介護予防訪問介護	平成二十年 四月 十四日
		訪問看護	
		介護予防訪問看護	

埼玉県告示第七百四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項第八号及び第九号の八第一項第八号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号及び第百十五条の九第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 介護保険事業所番号

一一七二五〇二四三五

二 事業所名称

訪問介護しらかば

三 事業所所在地

所沢市久米二一七〇―五

四 サービス種類

訪問介護、介護予防訪問介護

五 事業者名称

株式会社しらかば

六 指定取消年月日

平成二十年五月一日(ただし、効力

発生日は、平成二十年六月一日)

七 指定取消理由

介護保険法第七十七条第一項第八号及び第百十五条の八第一項第八号に規

定する不正の手段により同法第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の指定を受けたこと。

埼玉県告示第七百四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項第十一号の規定により指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 介護保険事業所番号

一一七二五〇一八〇

二 事業所名称

介護支援しらかば(白樺)

三 事業所所在地

所沢市山口五五七―二

四 サービス種類

居宅介護支援

五 事業者名称

有限会社カウインターナショナル

六 指定取消年月日

平成二十年五月一日(ただし、効力

発生日は、平成二十年六月一日)

七 指定取消理由

介護保険法第八十四条第一項第十一号に規定する居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をしたこと。

埼玉県告示第七百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点(SKIP シティ)

A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ 埼玉

玉県川口市上青木3丁目12番63号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スキップシティ 埼玉県川

口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額
66,937,500円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点(SKIP シティ)

A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ 埼玉

玉県川口市上青木3丁目12番63号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社スキップシティ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
71,295,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 株式会社スキップシティ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
469,898,835円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運営業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番

- 63号
- 5 契約金額
142,339,050円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社スキップシティ 代表取締役社長 横田 真理也	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、神川町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田 清司

職名 氏名 住所

監事 茂木市郎 児玉郡神川町大字元阿保五八四

埼玉県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四

百三十五号 岩槻駅西口駅前通り線
三 事業施行期間

平成二十年五月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区西町二丁目、西町三丁目、大字岩槻及び箕輪

地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第七百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤木沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
館2号沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
赤木沢（支）	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流

館沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
館3号沢1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
館3号沢2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
矢崎沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
壁ヶ谷戸向1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
壁ヶ谷戸向2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
畑井1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
畑井2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

花桐—4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐—5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐—6	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐—7	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐—8	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桐平—1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桐平—2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桐平—3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西—1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
本陣沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下久通—4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

下久通—5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下久通—6	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下久通—1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下久通—2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下久通—3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
山崎—2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
花桐川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
花桐川（大多比良川）	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
権現川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
南川沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
赤越川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

赤越川左1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	土石流
赤越川右1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	土石流
土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
赤木沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
館2号沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
赤木沢(支)	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
館沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。

館3号沢1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
館3号沢2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
矢崎沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
壁ヶ谷戸向1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
壁ヶ谷戸向2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
畑井1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
畑井2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

花桐川	山崎—2	下久通—3	下久通—2	下久通—1	下久通—6	下久通—5
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

権現川	南川沢	赤越川	赤越川	赤越川左1	赤越川右1
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第七百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	住所	変更する事務所の所在地	事務所の所在地が変更された日
埼玉県知事 第四号	財団法人 さいたま 住宅検査 センター	さいたま 市浦和区 仲町三丁 目十二番 十号	さいたま市 南区沼影二 丁目四番七 号(武蔵浦 和事務所)	平成二十年四月一日
			さいたま市 浦和区仲町 三丁目十二 番十号(さ いたま事務 所)	
			上尾市春日 二丁目二番 二号(上尾 事務所)	

埼玉県告示第七百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量
県立伊奈学園中学校外180校教職員用パーソナルコンピュータ貸借一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所
NTTフライナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号
- 契約金額
103,779,660円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年五月三十日

埼玉県川越県税事務所長

田中昭夫

氏名又は名称	高橋石油株式会社
代表者の氏名	高橋 英明
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県志木市本町 四一十一十五
指定取消年月日	平成二十年五月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 許可番号
平成二十年四月二十一日
第一九〇一八二〇号
- 検査済証番号
平成二十年五月二十二日
第二〇〇〇一一二号
- 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字中爪字本宿後二七七一五
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東松山市元宿二丁目三五番地七 鈴

- 許可番号
平成十九年十一月二十一日
第一八〇〇三二二号
- 検査済証番号
平成二十年五月二十三日
第二〇〇〇〇五号
- 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字下里字島根七五二一一
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡小川町大字下里七七六
新井 由美

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

の木ハイツ二〇三号室

有山 直美

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 許可番号
平成十九年十一月二十一日
第一八〇〇三二二号
- 検査済証番号
平成二十年五月二十三日
第二〇〇〇〇五号
- 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字下里字島根七五二一一
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡小川町大字下里七七六
新井 由美

- 許可番号
平成二十年四月二十一日
第一九〇一八二〇号
- 検査済証番号
平成二十年五月二十二日
第二〇〇〇一一二号
- 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字中爪字本宿後二七七一五
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東松山市元宿二丁目三五番地七 鈴

で、公告する。

平成二十年五月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年四月二十一日

第一九〇一八五〇号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十六日

第二〇〇〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上大屋敷字御殿一

四二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市笠幡一五七〇一四 ウエスト

ユ一B二〇三

遠藤 孝之

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年五月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年四月二十一日

第一九〇一八一〇号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十六日

第二〇〇〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字上銀谷字神明通二

七〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町東野四一三三三 マ

ルシエII二〇三

松村 洋一

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 薄小森線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	秩父郡小鹿野町両神小森字鳶岩四三一九番一地从前同町両神小森字鳶岩四三二四番一地从前		六・一三 一〇・四九	一三五・八四	
新			一〇・二三 一四・五一		地方特定道路(維持)整備工事

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十九号

九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年五月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年五月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年四月二十一日

第一九〇一八一〇号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十六日

第二〇〇〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字上銀谷字神明通二

七〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町東野四一三三三 マ

ルシエII二〇三

松村 洋一

平成二十年五月十九日

指令行整第一九〇〇四五一号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十日第五十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字道目字道祖神

下六九二一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮一丁目

一四番四四号

篠崎 正美

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年四月二十一日

指令杉整第一九〇二六四〇号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十三日

杉整第二九〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字北沼井

四〇五―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪三〇五

吉岡 政祐

埼玉県病院事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定

の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

一 購入等件名及び数量

小児医療センター医療情報システム

運用管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター事務局

業務課医事・経営担当 埼玉県さい

たま市岩槻区大字馬込2100番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝五

丁目7番1号

五 契約金額

53,213,580円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条

第1項第2号に該当

埼玉県教委告示第三十号

平成二十年度における教科書展示会を次のとおり開催する。

平成二十年五月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

一 期間

平成二十年六月二十日(金)から十四日間

二 会場

○法定展示会場(教科書センター)

展示会場名	所在地	管理責任者	展示見本
埼玉県立総合教育センター	さいたま市緑区三室一三〇五番地一	藤井 春彦	小・中・高・附則九条本
埼玉県立総合教育センター深谷支所	深谷市上柴町西四丁目一番地七	松田 敏男	小・中・高・附則九条本
さいたま市立教育研究所	さいたま市浦和区岸町六丁目三番一五号	小山 勝	小・中・高
さいたま市立大宮小学校	さいたま市大宮区大門町三丁目三番地	石塚 清司	小・中・高
川越市立川越西小学校	川越市川鶴一丁目五番地	大谷 一義	小・中・高・附則九条本
飯能市立飯能第一小学校	飯能市山手町一三番八号	石田 健	小・中・高
東松山市立松山第一小学校	東松山市松葉町一丁目一番二六号	大塚 基司	小・中
秩父市立南小学校	秩父市野坂町二丁目一四番二九号	新井 俊男	小・中・高
(展示期間中)秩父市教育研究所	秩父市大宮七九四番地六	久保忠太郎	小・中・高
本庄市立本庄西小学校	本庄市千代田四丁目三番二二号	澤入 育夫	小・中
(展示期間中)本庄市立図書館	本庄市千代田四丁目一番九号	茂木 孝彦	小・中
熊谷市立熊谷西小学校	熊谷市中央一丁目一番地	新井 民男	小・中・高
羽生市立羽生北小学校	羽生市北二丁目一番一五号	櫻井 謙一	小・中
春日部市立春日部中学校	春日部市粕壁四丁目四番一五号	岩崎 明良	小・中・高
幸手市立さかえ小学校	幸手市栄二番九〇号	鈴木トミ江	小・中

○臨時展示会場(分館)

展示会場名	所在地	管理責任者	展示見本
川口市立教育研究所上青木分室	川口市上青木西二丁目一四番地一七号	神山 則幸	小
草加市立中央図書館	草加市松原一丁目一番九号	宮嶋 昭雄	小
新座市立中央公民館	新座市道場二丁目一四番二二号	金子 廣志	小

鴻巣市立鴻巣中学校	鴻巣市東二丁目四番六二号	川上 彰 小
ふじみ野市立福岡中学校	ふじみ野市上野台三丁目三番一号	矢島 秀一 小
所沢市立教育センター	所沢市けやき台二丁目四四番地二	永井 博彦 小
小川町立小川小学校	小川町大字小川三七七番地	落合 俊正 小
小鹿野町小鹿野総合センター	小鹿野町小鹿野一三三番地	岡村 寛 小
三郷市立瑞沼市民センター	三郷市上彦名八七〇番地	深井 光夫 小

埼玉県公安委員会告示第176号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成20年6月1日から施行する。

平成20年5月30日

別表中

埼玉県公安委員長 由 木 義 文

(1) 道路交通法第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除される者が運転免許を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午後1時から午後1時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許試験課（埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
(2) 道路交通法第99条の規定により、埼玉県公安委員会から指定されている自動車教習所が発行した技能審査合格証明書の交付を受けている者及び技能に関する審査の必要のない者が限定解除審査を申請するとき。	火曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	

を

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除される者が運転免許を申請するとき。

(2) 道路交通法第91条の規定により運転することができず自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受ける者及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者のうち、技能審査を受けない者が限定解除審査又は条件変更（眼鏡等を使用するべきこととする条件変更を除く。）審査を申請するとき。

道路交通法第91条の規定により眼鏡等を使用すべきこととする条件変更を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署
道路交通法第91条の規定により運転することができず自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自乗車を運転することについて必要な条件を変更す	火曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許試験課（埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）

に

る者が条件変更審査を申請するとき。
改める。

埼玉県選管告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成20年4月1日~4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の上福岡を考える会	澤田貞雄	堀江春彦	ふじみ野市上福岡三一八一〇	平成二十年四月十日
石川もときみ後援会	石川下公	石川千恵子	越谷市袋山四三三三	平成二十年四月七日
石川もときみ後援会	石崎晴己	石川千恵子	越谷市袋山四三三三	平成二十年四月七日
英幸会	中野英幸	高岡勝己	川越市久保町五三三	平成二十年四月十日
暮らしやすい地域をみんなで作る会	小宮光枝	中村有梨亜	新座市馬場三七一三三	平成二十年四月三十日
小峰たかお後援会	小峰美奈子	川田淑郎	比企郡鳩山町今宿五二六六	平成二十年四月九日
自由民主党さいたま市議会議員団政治連盟	武笠光明	桶本大輔	さいたま市浦和区常盤六一四四	平成二十年四月七日
大日本郷和護心會	清水洋介	栗原亮	入間市野田九五七三	平成二十年四月十八日
大日本郷和護心會	杉山英夫	生島利代	八潮市鶴ヶ曾根八一五一	平成二十年四月十八日
中野英幸後援会	澤田貞雄	吉野健市	ふじみ野市上福岡三一八一〇	平成二十年四月十日
松島孝夫を育てる会	松島茂信	松島茂信	越谷市大里五一三	平成二十年四月十一日
もうほっとけない・にいざ市民の会	長谷川禿雄	半田広樹	新座市大和田五一五一三	平成二十年四月二十五日
八木昭次後援会	八木昭次	倉橋輝男	川越市新富町二二三三九	平成二十年四月二日

埼玉県選管告示第五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

異動(平成20年4月1日~4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

平成二十年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治団体の名称		異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党上尾支部	主たる事務所の所在地	上尾市本町二一五	遠山ビル二〇三号	上尾市谷津二一五〇一四二	平成二十年四月十四日
自由民主党埼玉県南第四区第一支部	主たる事務所の所在地	さいたま市北区別所町五〇一	さいたま市北区宮原町三三三二		平成二十年四月十六日
(二) その他の政治団体					
相川会連合会	代表者	佐伯鋼兵	倉林巖		平成二十年四月二日
岩槻医師連盟	代表者	藤川和成	吉井幸洋		平成二十年四月二十五日
浦和医師連盟	代表者	阿部理一郎	曾我基行		平成二十年四月四日
春日部市医師連盟	代表者	神田誠	我孫子征		平成二十年四月二十五日
かとう久子とやさしい街づくりをすすめる会	代表者	遠藤賢	岡田新司		平成二十年四月十一日
金子よしのり後援会	代表者	的場静	高原澄子		平成二十年四月十日
川越市医師連盟	代表者	安藤郁夫	金子泰作		平成二十年四月十日
危機管理研究会	名称	桂由美	大崎由紀子		平成二十年四月二十八日
北埼玉郡市医師連盟	代表者	山口現朗	犬竹庸二		平成二十年四月二十八日
熊谷市医師連盟	代表者	村上忠也	落合真		平成二十年四月二十八日
栗原隆司後援会	代表者	新井治男	都市政治フォーラム		平成二十年四月四日
埼玉県中小企業団体政治連盟	代表者	福島祐一	鈴木伸一郎		平成二十年四月三日
狭山市医師連盟	代表者	大島譲二	加藤誠		平成二十年四月四日
信根たかとし後援会	主たる事務所の所在地	池田基昭	西田貞之		平成二十年四月四日
千島一朗後援会	代表者	江口博	大島譲二		平成二十年四月二日
日本を考えるMC埼玉会	代表者	野口高一	杉田儀作		平成二十年四月四日
	代表者	寶積克彦	須田彬		平成二十年四月十六日
	主たる事務所の所在地	草加市遊馬町一〇七八一六二〇一	草加市谷塚町九四原田マンション三〇一		平成二十年四月十六日
	代表者	さいたま市南区白幡二一五二二	さいたま市浦和区高砂三一一〇一四		平成二十年四月九日
	代表者	猪俣登美	猪俣善雄		平成二十年四月十八日
	代表者	金井眞一郎	中山金吉		平成二十年四月二日
	主たる事務所の所在地	川越市藤間九九三一一	川口市安行藤八四七二一一		平成二十年四月九日
	代表者	池田享一	村尾斉一郎		平成二十年四月九日
	代表者	門脇脩	宮崎通泰		平成二十年四月十五日
	代表者	松山眞記子	大野修嗣		平成二十年四月十五日
	代表者	福田晃一	滝川弘志		平成二十年四月十五日

み	の	わ	登	後	援	会	計	責	任	者	秋	山	研	吾																
三	輪	か	ず	よ	し	後	援	会	計	責	任	者	相	澤	節	夫														
安	田	よ	し	ひ	ろ	後	援	会	計	責	任	者	安	田	義	広														
若	さ	で	八	潮	を	変	え	る	会	代	主	た	る	事	務	所	の	所	在	地	者	所	沢	市	上	安	松	五	二	一
齊	藤	秋	彦	金	澤	久	幸	平	成	二	十	年	五	月	三	十	日	武	井	克	美	平	成	二	十	年	四	月	七	日

埼玉県選管告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成20年4月1日)〜4月30日受理分。記載順序は五十音順。

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部
政治団体
公明党参議院埼玉選挙区第1総支部
(二) その他の政治団体

明	る	い	蔵	を	つ	く	る	会	解	散	年	月	日	届	出	年	月	日																																	
浅	井	く	に	お	み	サ	ポ	ー	タ	ー	ズ	平	成	二	十	年	四	月	十	六	日																														
明	日	に	向	つ	て	輝	く	上	尾	市	民	の	会	平	成	二	十	年	三	月	三	十	一	日																											
新	井	井	弘	弘	治	治	後	援	会	平	成	二	十	年	三	月	三	十	一	日	平	成	二	十	年	四	月	二	十	八	日																				
新	井	井	弘	弘	治	治	後	援	会	平	成	二	十	年	三	月	三	十	一	日	平	成	二	十	年	四	月	二	十	八	日																				
小	宮	光	枝	枝	後	援	会	平	成	二	十	年	四	月	三	十	日	平	成	二	十	年	四	月	三	十	日	平	成	二	十	年	四	月	三	十	日														
齊	藤	博	後	援	会	平	成	二	十	年	三	月	三	十	一	日	平	成	二	十	年	四	月	三	十	一	日	平	成	二	十	年	四	月	三	十	一	日													
千	島	一	朗	後	援	会	平	成	二	十	年	四	月	四	日	平	成	二	十	年	四	月	四	日	平	成	二	十	年	四	月	四	日	平	成	二	十	年	四	月	四	日									
未	来	都	市	と	こ	ろ	ざ	わ	を	創	る	会	平	成	二	十	年	三	月	三	十	一	日	平	成	二	十	年	三	月	三	十	一	日	平	成	二	十	年	三	月	三	十	一	日						
八	幡	正	光	後	援	会	平	成	二	十	年	三	月	二	十	一	日	平	成	二	十	年	三	月	二	十	一	日	平	成	二	十	年	三	月	二	十	一	日	平	成	二	十	年	三	月	二	十	一	日	
横	田	昭	夫	後	援	会	平	成	二	十	年	四	月	二	日	平	成	二	十	年	四	月	二	日	平	成	二	十	年	四	月	二	日	平	成	二	十	年	四	月	二	日	平	成	二	十	年	四	月	二	日
吉	田	か	つ	ひ	こ	後	援	会	平	成	二	十	年	四	月	十	八	日	平	成	二	十	年	四	月	十	八	日	平	成	二	十	年	四	月	十	八	日	平	成	二	十	年	四	月	十	八	日			

別記二(平成20年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称
 石川もとききみ後援会
 石川もとききみ後援会
 新市政政研究會
 自由民主党・彩政会政治連盟
 田中ゆきひろと21世紀の会
 松島孝夫を育てる会
 別記三

政治団体の名称 公明党参議院埼玉選挙区第1総支部
 報告年月日 平成20年2月18日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	11,793,348円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	11,793,348円
(2) 支出総額	946,023円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
ア 寄附	
イ 法人その他の団体からの寄附	2,430,000円
ロ 政治団体からの寄附	360,000円
イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	9,000,000円
ウ その他収入	3,348円
合計	11,793,348円
[寄附の内訳]	
ア 法人その他の団体からの寄附	(金額)
(寄附者の名称)	(事務所の所在地)

解散年月日	届出年月日
平成二十年三月三十一日	平成二十年四月七日
平成二十年三月三十一日	平成二十年四月七日
平成二十年四月二十四日	平成二十年四月二十五日
平成二十年四月一日	平成二十年四月七日
平成二十年四月二十四日	平成二十年四月二十五日
平成二十年四月十日	平成二十年四月十一日
(株) アイフルホーム八潮	八潮市
(株) イデアホーム	八潮市
T K C 全国政経研究会	東京都新宿区
(株) 武蔵野	朝霞市
(株) シューエー	北本市
(有) 安富商会	川越市
その他の寄附	
イ 政治団体からの寄附	
(寄附者の名称)	(金額)
埼玉県税理士政治連盟	300,000円
その他の寄附	60,000円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
ア 人件費	3,078,404円
(イ) 備品・消耗品費	1,433,828円
(ロ) 事務所費	3,886,630円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	2,328,963円
(イ) 選挙関係費	45,000円
(ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費	30,000円
ア 宣伝事業費	30,000円
(イ) 調査研究費	44,500円
合計	10,847,325円

報告年月日 平成20年4月3日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入

合計

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

ロ 備品・消耗品費

ハ 事務所費

ニ 政治活動費

ヘ 組織活動費

合計

政治団体の名称 **明るい藤をつくる会**

報告年月日 平成20年4月16日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額
イ 本年収入額
(2) 支出総額

政治団体の名称 **浅井くにおみサポーターズ**

報告年月日 平成20年4月3日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄付

イ 個人からの寄附

ロ 個人からの寄附

ハ 個人からの寄附

ニ 借入金

ヘ 浅井 久仁臣

合計

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

山本 嘉彦

大井 勉

その他の寄附

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 備品・消耗品費

ロ 政治活動費

ヘ 組織活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

433円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

a 宣伝事業費
 (b) その他の経費
 合計
 (平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費

(イ) 人件費

(ロ) 備品・消耗品費

イ 政治活動費

(イ) その他の経費

合計

政治団体の名称 明日に向かって輝く上尾市民の会

報告年月日 平成20年3月4日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

報告年月日 平成20年4月28日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 新井弘治後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 新井弘治

資金管理団体の届出に係る公職の種類 上尾市長
 報告年月日 平成20年3月4日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費

(イ) 備品・消耗品費

(ロ) 事務所費

イ 政治活動費

(イ) 選挙関係費

合計

報告年月日 平成20年4月28日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費

(イ) 人件費

(ロ) 備品・消耗品費

(ハ) 事務所費

イ 政治活動費

合 計

283,196円

政治団体の名称 **新井弘治新青会**
 報告年月日 平成20年 3月 4日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 4月28日
 (平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 4月30日
 (平成19年分)

政治団体の名称 **小宮光枝後援会**
 報告年月日 平成20年 4月30日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 3月26日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 3月26日
 (平成19年分)

政治団体の名称 **斎藤博後援会**
 報告年月日 平成20年 3月26日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 4月9日

報告年月日 平成20年 4月9日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入 総 額
 (2) 支出 総 額

0円
 0円
 0円

政治団体の名称 **千島一朗後援会**
 報告年月日 平成20年 4月18日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 3月26日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 3月26日
 (平成19年分)

政治団体の名称 **未来都市とろざわを創る会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 斎 藤 博
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 所沢市長

報告年月日 平成20年 3月26日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 4月9日
 (平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 4月9日
 (平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

(2) 支出 総 額

報告年月日 平成20年 4月9日

報告年月日 平成20年 4月9日

(1) 収入の内訳									
ア その他の収入									
10万円未満の収入									
合計									
(2) 支出の内訳									
ア 政治活動費									
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費									
31,005円									
a 宣伝事業費									
31,005円									
(ロ) 寄附・交付金									
116,650円									
合計									
147,655円									

政治団体の名称 石川会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 石川 下 公
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 越谷市議会議員
 報告年月日 平成20年4月7日

政治団体の名称 新市政研究会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 田 中 幸 弘
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 新座市議会議員
 報告年月日 平成20年4月25日

(平成18年分)									
1 収入・支出の総額									
(1) 収入総額									
0円									
(2) 支出総額									
0円									
(平成19年分)									
1 収入・支出の総額									
(1) 収入総額									
0円									
(2) 支出総額									
0円									
(平成20年分)									
1 収入・支出の総額									
(1) 収入総額									
0円									
(2) 支出総額									
0円									

政治団体の名称 石川もときみ後援会
 報告年月日 平成20年4月7日
 (平成18年分)

政治団体の名称 石川もときみ後援会
 報告年月日 平成20年4月7日
 (平成18年分)

(平成20年分)
1 収入・支出の総額
(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額

0円
0円

(ア) 寄 附
a 政治団体からの寄附
合計
〔寄附の内訳〕
ア 政治団体からの寄附

150,000円
150,000円

政治団体の名称 **自由民主党・彩政会政治連盟**

報告年月日 平成20年4月4日
(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額

0円
0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額

0円
0円

報告年月日 平成20年4月7日
(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額

0円
0円

政治団体の名称 **田中ゆきひろと21世紀の会**

報告年月日 平成20年4月25日
(平成16年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額
ア 前年繰越額
イ 本年収入額

150,000円
0円
150,000円

(2) 支出 総 額

150,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
ア 寄 附

0円

(イ) 経常経費
ア 経常経費
イ 政治活動費
(ア) その他の経費
合計
(平成17年分)
1 収入・支出の総額
(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額
(平成18年分)
1 収入・支出の総額
(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額
(平成19年分)
1 収入・支出の総額
(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額
(平成20年分)
1 収入・支出の総額
(1) 収入 総 額
(2) 支出 総 額

(金額) (事務所の所在地)
さいたま市
50,000円
150,000円
0円
0円
0円
0円
0円
0円

政治団体の名称 **松島孝夫を育てる会**
報告年月日 平成20年4月11日

		(平成18年分)	
1	収入・支出の総額		
(1)	収入総額	12,700円	
ア	前年繰越額	12,700円	
イ	本年収入額	0円	
(2)	支出総額	0円	
		(平成19年分)	
1	収入・支出の総額		
(1)	収入総額	161,150円	
ア	前年繰越額	12,700円	
イ	本年収入額	148,450円	
(2)	支出総額	161,150円	
2	収入・支出の内訳		
(1)	収入の内訳		
ア	寄附		
ア	寄附		
(ア)	寄附		
		a 個人からの寄附	
		合計	
		[寄附の内訳]	
		ア 個人からの寄附	
		(寄附者の氏名)	
		松島孝夫 (金額) 148,450円 (住所) 越谷市	
		(2) 支出の内訳	
		ア 政治活動費	
		ア 機関紙誌の発行その他の事業費	
		a 伝事業費	
		合計	
		(平成20年分)	
1	収入・支出の総額		
(1)	収入総額	161,150円	
(2)	支出総額	161,150円	

埼玉県選管告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。
(平成20年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
石川下公	越谷市議会議員	石川会	越谷市袋山四三三―三	平成二十年四月七日
金井悦子	本庄市議会議員	金井えつ子後援会	本庄市宮戸三四二	平成二十年四月七日
中野英幸	埼玉県議会議員	英幸会	川越市久保町五―三	平成二十年四月十日
八木昭次	埼玉県議会議員	八木昭次後援会	川越市新富町二―三三―九	平成二十年四月二日

埼玉県選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成20年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	所在地	新	旧	届出年月日
関根隆俊		さいたま市議会 関根たかとし後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市南区白幡一丁目一五二		さいたま市高砂三丁目一〇四	平成二十年 四月 九日
吉田太		さいたま市議会議員 危機管理研究会	名称	危機管理研究会		都市政治フォーラム	平成二十年 四月 四日

埼玉県選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成20年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
新井弘治	上尾市長	新井弘治後援会	平成二十年 三月三十一日	平成二十年 四月二十八日
石川下公	越谷市議会議員	石川会	平成二十年 三月三十一日	平成二十年 四月 七日
斎藤博	所沢市長	未栗都市とろさわを創る会	平成二十年 三月三十一日	平成二十年 四月 九日
田中幸弘	新座市議会議員	新市政研究会	平成二十年 四月二十四日	平成二十年 四月二十五日
吉田勝彦	熊谷市議会議員	吉田かつひこ後援会	平成二十年 四月 十八日	平成二十年 四月 十八日

埼玉県選管告示第六十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 豊岡整形外科病院	入間市豊岡一丁目八番三号

埼玉県労働委員会告示第三号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定に基づき、さいたま市水道事業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。)について、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十

年五月二十二日次のとおり認定したので、告示する。

なお、平成十九年埼玉県労働委員会告示第二号は廃止する。

平成二十年五月三十日

埼玉県労働委員会会長 長 島 佑 享

勤務箇所	職 名
水道局	部長、副理事、次長、参事、課長、所長、室長、水道工事検査監、副参事、経営企画室の室長補佐、主幹及び係長、業務部水道総務課の課長補佐、主幹及び係長、水道財務課の課長補佐、主幹及び係長、管財課の課長補佐、主幹及び係長、業務部水道総務課職員係の主査

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第七号(平成二十年三月二十八日号外第十三号)中訂正 ページ 段 行
 十九 上 最終行
 長付き副参事及び主幹にあつては契約局長に改め、同条第三項中「局長」の下に「又は契約局長」を加える。

誤

第九条中「調整幹及び副課長」を「電気事業幹、調整幹、副課長及び副室長」に改め、「局長」の下に「契約局長付き主幹及び副参事にあつては、契約局長」を加える。

正

第九条第一項中「調整幹及び副課長」を「電気事業幹、調整幹、副課長及び副室長」に、「局長」を「局長、契約局

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二(代表)